

グリッド状に整備された地域に存在する街路空間の活用検討研究会 報告書

1. 研究会の概要

近年、国交省が進めている「ウォーカブル」施策をはじめ、公共空間を人中心の空間として再編する事例が多くみられる。本研究会では、グリッド状に整備された市街地に着目し、ウォーカブル施策の適用可能性について検討することを目的に発足した。

しかし、議論を進めていく中で、研究会メンバーが「歩きたくなる」通り空間のイメージとウォーカブル事業によって生まれた通り空間との間にギャップがあることが課題として挙げられた。ギャップが生じた背景には、①ウォーカブル施策は民間事業者による投資の対象となる市場性の高いエリアでのみ展開されており、事業採算の面からもしつらえに多様性・地域性がないこと ②計画しつくされていないがゆえに想定外の使い方や過ごし方が生まれている通り空間こそ「歩きたくなる」魅力のある空間ではないかという2つの論点が挙げられた。

上記の議論を踏まえ、本研究会はウォーカブル施策を批判的に検証し、真に「歩きたくなる」魅力ある通り空間を生み出す都市デザイン手法の検討を目的にリスタートした。



図 研究会で挙げられた「歩きたくなる」魅力ある通り空間



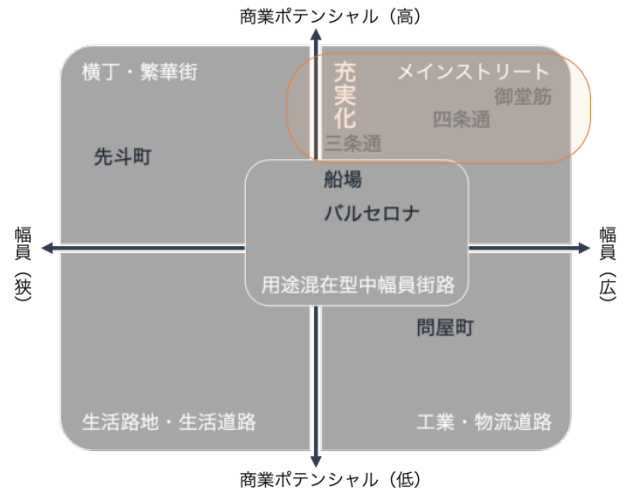
図 ウォーカブル事業の対象（国交省資料より）

2. 道路空間を用いた都市デザイン手法の把握

2.1 ウォーカブル施策の現状把握

ウォーカブル施策の対象となっている通り空間の特性を下図のように整理した。ウォーカブル施策の主な対象は道路幅員が広く商業系用途が集積する市場性の高い通り空間になっていることがわかる。

すなわち、ウォーカブル施策の対象は限定的であり、市場性の低い通り空間における「ウォーカブル」実現のための施策は不在であることが伺える。



2.2 船場倶楽部との意見交換

図中における「用途混在型中幅員街路」に該当する大阪都心部の船場地域にて道路空間の活用手法を検討している地域組織の「船場倶楽部」と意見交換を行った。船場倶楽部では、シェアスペースから着想を得た社会実験を高麗橋通で実施するなどの取り組みを行っている。本意見交換を通して、道路空間活用における実務的手法のほか、船場地域における街路の特性を把握したほか、船場においてはハード整備を行なっていないにもかかわらず人々の道路空間の「使い方」によっていわゆる「ウォーカブル」な空間として機能しているのではないかという意見を頂戴した。

2.3 「歩きたくなる」魅力ある通り空間の要素

船場地域をはじめ、必ずしも計画意図と整合した使い方・使いこなし方がなされているとはいえなない通り空間こそが「歩きたくなる」魅力の高い通り空間といえるのではないだろうか。

本研究会では、人々の行動・使い方を規定する計画的な通り空間ではなく、自然発生的な「野良」空間でありながらも「歩きたくなる」魅力を備えた通り空間を『野良ウォーカブル空間（略してノラカブル空間）』と命名し、その成り立ちや要素の検証及び都市デザインへの適用可能性を検討した。

3. ノラカブル空間の仮説的定義とその視点について

3.1 ノラカブル空間の定義

本研究会が着目したノラカブル空間の共通事項について整理を行った結果、以下の3点が挙げられた。

- ①建築物と通りとの関係が親密である。
- ②地域の文化や習慣からアクティビティ（必要活動・任意活動・社会活動）が成立する環境が整っている。
- ③住民や来訪者が空間を創造している。

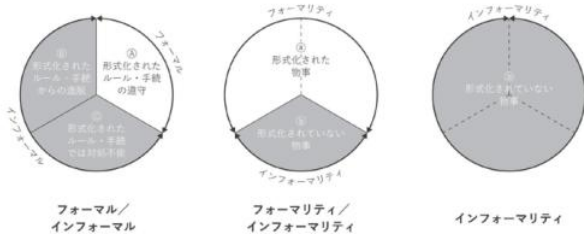
以上の内容を整理し、ノラカブル空間の定義（発生条件）を以下のように定めた。

- ① 計画の余白があること
 - ・ 想定された使い方と異なる使い方が自然と生まれる余白的空間がある。
- ② 複数の機能があること
 - ・ 単一機能ではなく様々な使い方が可能になっている。
- ③ 選択の自由があること
 - ・ 余白的な空間や複数機能が人々の行動・使い方の選択肢を広げ、自由な過ごし方・使い方を可能にしている。

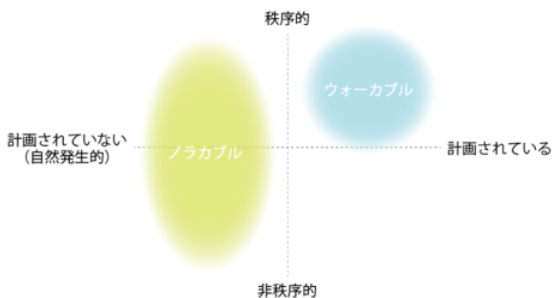
3.2 ウォーカブル空間との比較

「ノラカブル」空間と「ウォーカブル」空間を比較し、その差異からさらにノラカブル空間の特徴について考察する。

考察の視点として、建築計画の分野などで研究の蓄積がある「フォーマル」「インフォーマル」の考え方¹を用いた。前提として、既往の研究におけるフォーマルとインフォーマルの違いについて下図²をもとに整理する。



用語の定義として、フォーマル (formal) は、「形式化された物事」とし、建築基準法や都市計画法などといった法規制をもとに秩序を持った計画を行った物事を指している。逆に、インフォーマル (in-formal) は、風習や慣習といった形式化されていない秩序を通して形成された“物事”とされている。これをノラカブル空間とノラカブル空間に当てはめると、ウォーカブル空間は“施策を用いて”形成されているためフォーマルに、ノラカブル空間は、“文化や習慣をもとに”形成されているためインフォーマルとなる。さらに展開して、秩序的か非秩序的かという「通り空間の状態」と、計画の有無によってノラカブル空間とウォーカブル空間をマッピングすると下図のようになる。



ウォーカブル施策によって生まれた通り空間は、計画的で秩序を持った空間として整備されるものであるのに

対してノラカブルな通り空間は、人々と空間の関わりや響き合いによって生まれた自然発生的な空間であり、そこに魅力が生じている。

4. 事例からみるノラカブル空間

4.1 事例分析

「ノラカブル空間」の空間的特徴について、先で示した①計画の余白 ②複数機能 ③選択の余地の3つの視点で分析を行った。対象事例は、沿道の建築物や形態の異なるものを抽出し、それらに共通する空間的な特徴や構成論理を整理した。以下に3つの代表的な事例を示す。

【事例1】篠島：愛知県南知多町

① 計画の余白

沿道の建築物から伸びた屋根が公道上に重なっており、公的な空間と私的な空間が混在する通常の計画的道路空間から逸脱した余白的な空間が生じている。

② 複数機能

道路上に屋根があることで沿道用途の拡張的な機能を持つ他、休憩所や日避けといった複数機能を持ちうる一定の領域性を持った空間が生まれている。

③ 選択の余地

道路上に設置された屋根によって、道路を利用する歩行者は歩くだけでなく、屋根の下に集まって休憩する、談笑するなどの選択肢が生じ、通行以外が活動を生み出しうる空間が形成されている。



【事例2】野田緑道：大阪府大阪市

(大阪環状線の野田駅から大阪市中央卸売市場に至る貨物線であった「大阪市場線」の廃線敷)

① 計画の余白

大阪市場線の廃線によって市街地内に生じた余白的な空間が街区公園として緑道に転用・整備された。緑道として整備されているものの、隣接する民地との間は構造物等で明確に隔てられておらず、緑道空間と沿道の庭的な空間が曖昧に混ざり合った空間を形成している。

¹ 日本建築学会 都市インフォーマリティから導く実践計画理論では、居住環境や土地所有などといった都市を構築する要素から、形式化されていない都市の計画理論について研究がされている。

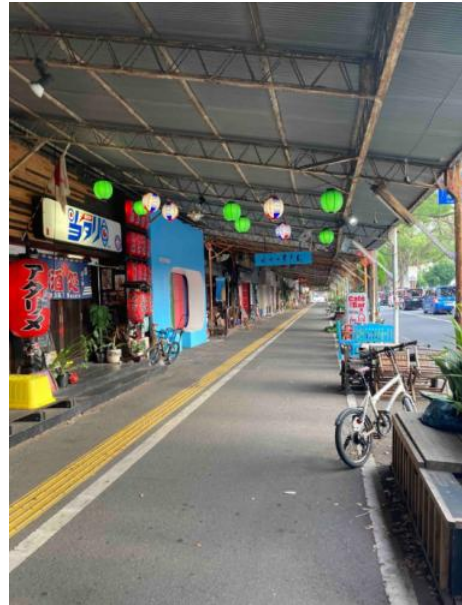
² インフォーマリティと居住環境その1：フォーマル/インフォーマリティの特徴と、それに対するアプローチ Informality and Living Environment Part 1: The Feature of Formal/informal and the Approach to It 阿部拓也

②複数機能

緑道公園としての通行、緑地的な機能の他、沿道の住宅の洗濯物や花壇といった私有物が設置され、緑道空間に沿道住居の生活機能が溢れだしており、通行機能と沿道住居の生活空間、庭空間的な機能を有している。

③選択の余地

緑道である為ベンチ等のファニチャーが設置されており、そもその空間が休憩や談話といった様々な行動の選択肢を有する空間ではあるが、民地から溢れ出し、住居ごとに異なる家庭菜園や花壇などの植栽によって、歩行者は通常の緑道公園とは異なった鑑賞行為を享受できる。



【事例3】ぶらくり丁：和歌山県和歌山市

①計画の余白

商店街や百貨店、映画館などが立地する和歌山市の中心的な商業地に植樹帯を含む約4mの歩行者空間を有する幅員30mの都市計画道路として整備されたが、高度経済成長期以降のモータリゼーションを背景とする中心市街地の衰退や沿道店舗の減少、それに伴う歩行者交通量の減少などから、実際の交通量に対して空間が過度に整備されている状況となり、また、店舗敷地、歩道、植樹帯が舗装や構造物によって明確に分離されておらず、アーケードによって一つの空間的な領域が形成されたフラットな空間であったことから、店舗敷地と歩道空間の境界性が曖昧な計画の余白的な空間が生じている。

②複数機能

通行機能に支障をきたさない歩道端の空間に、沿道店舗や住民によってベンチやテーブル、植木などが設置されており、歩道空間に店舗機能や植栽機能が生じている。

③選択の余地

歩道上に設置されたベンチやテーブルによって、歩行者や空間の利用者には通行の他に、飲食や休憩などの行動を促す或いは選択する状況を生み出している。

4. ノラカブル空間の生み出し方についての考察

4.1 検討にあたっての考え方

これまで、自然発生的な魅力のある通り空間（ノラカブル空間）の事例を見てきたが、ノラカブル空間を計画的に生み出すことは可能であるのだろうか。

本項では、先述の事例で見てきたノラカブル空間の「作り方」ではなく、人々の自由な過ごし方や使いこなし方を促す土壌の「生み出し方」について検討を行う。

従って、以下では自由な過ごし方や使いこなし方を生み出す土壌づくりのためのデザイン方策を検討する。を生み出すこうした空間の具体的なデザイン方策を考察する。

4.2 ノラカブル空間の生み出し方

自由な過ごし方・使いこなし方を促す空間に必要な要素として、以下の2点が挙げられる。以下の2点はいずれも、空間を作り込まないという点で共通している。

①曖昧なままにする

（決め切らない、答えを出さない、余地を残す。）

空間の計画とは、人々の行動等を予測し、予測に基づいていわば予定調和的に空間のあり方を考える行為である。しかし、予定調和ではないアクティビティこそが都市の魅力の醍醐味である。予定調和でないアクティビティを誘発するには、空間が持つ機能や役割、意図を決め切らず、一部曖昧なまま残しておくことが有効である。具体的には、歩行空間と敷地境界を明確に示さず曖昧なしつらえにしたり、予測される交通量・滞在人数から導かれる広さ・ボリュームよりもさらにゆとりを持たせるなど、冗長性を残して置くような配慮が考えられる。

②効率性を求めず、あえて無駄をつくる。

計画においては、効率性の観点から「無駄」は極力排除されるものである。しかし、一見「無駄」な空間こそ人々が自由に使いこなせる余地のある空間である。効率性を重視した空間では、人々の行動そのものも効率化されるため、計画にあたっては効率性に重点を置かないといった配慮が考えられる。

おわりに

本研究会では、既存のウォークブル施策について批判的に検証を行い、真に「歩きたくなる」魅力的な空間像とその実現手法について検討を行った。

「ノラカブル空間」の最大の魅力は街中の通り空間で、自分で見出した自分なりの過ごし方ができることにある。本提言は、近年のウォークブル施策をはじめ、計画者らによって整えられる「空間」が定型化された「にぎわい」の名のもとで人々の行動・振る舞いすらも規定している実態に対するアンチテーゼでもある。なお、本研究会で得られた知見は通り空間だけではなく、様々なパブリックな空間で適用可能である。

<謝辞>

本研究会については、都市計画学会関西支部の研究支援を得ている、関西支部の皆様に感謝を申し上げます。